

第三期「板橋区子ども読書活動推進計画」検討委員会傍聴規程

令和2年6月5日教育長決定

(趣旨)

第1条 この規程は、第三期「板橋区子ども読書活動推進計画」検討委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 何人も、本規程の定めるところにより、委員会の会議を傍聴することができる。ただし、会議の内容が東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）に規定される非公開情報が含まれる等の場合は、この限りではない。

(傍聴の許可)

第3条 委員会の傍聴を希望する者は、第三期「板橋区子ども読書活動推進計画」検討委員会委員長（以下「委員長」という。）に対して、委員会開始時刻までに書面（様式1）により傍聴を申込み、傍聴の許可を得るものとする。

2 傍聴の許可は、傍聴券（様式2）の交付をもって行う。傍聴券の交付を受けていない者は、委員会の会場に入室することができない。

3 委員長は、委員会を行う会場を勘案して傍聴者の定員を設定し、前項の申込みがその数に達するまで、申込者の先着順に傍聴を許可するものとする。ただし、委員長が特段の事情があると認める場合には、先着順によらず傍聴を許可することができる。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴が終了するまで傍聴券を携帯し、傍聴を終えたときは直ちにこれを返還しなければならない。

5 傍聴券の交付に係る事務は、中央図書館が所管する。

(傍聴者の会議資料の閲覧)

第4条 委員長は、委員会を開催するときは、会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料に東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）に規定される非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。
- (2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。
- (3) 酒気を帯びていないこと。
- (4) 会議中にみだりに席を離れないこと。

- (5) 発言し、又は拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- (6) 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
- (7) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (8) 携帯電話等使用しないこと。
- (9) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (10) その他委員会の支障となる行為をしてはならない。

2 傍聴者は、委員会会場においては、委員長及び委員会の庶務を担当する職員の指示に従うものとする。

(入室の拒否及び退室の命令等)

第6条 委員長は、次の各号の一に該当すると認める者については、傍聴の拒否又は許可を取消することができる。

- (1) 傍聴券を携帯していない者。
- (2) 異様の扮装をなした者。
- (3) 前条に違反する行為を行った者。

(傍聴者の退室)

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- (1) この規程に違反し、委員長に傍聴の許可を取り消されたとき。
- (2) 委員長が委員会を非公開と決定したとき。

2 前項第1号の規定により退室を命じられた者は、当日再び委員会会場に入ることはできない。

(委任)

第8条 委員会の傍聴に関し、この規程に定めのない事項は、委員長が定める。

2 この規定は、第三期「板橋区子ども読書活動推進計画」を策定した日をもって廃止する。

付 則

この規程は、令和2年6月5日から施行する。

様式1 第三期「板橋区子ども読書活動推進計画」検討委員会傍聴申込書

令和 年 月 日

「板橋区子ども読書活動推進計画」検討委員会の傍聴を申し込みます。なお、傍聴に際しましては傍聴規程を遵守します。

傍聴希望者

氏 名

住 所

電話番号

整理番号

..... (きりとり線)

様式2

整理番号

傍 聴 券

令和 年 月 日

傍聴者氏名

様

令和2年度 第 回「板橋区子ども読書活動推進計画」検討委員会の傍聴券を
交付します。

「板橋区子ども読書活動推進計画」検討委員会

※ 注意事項

- ・ 委員会の審議開始前までに、傍聴席に着席してください。
- ・ 傍聴券の提示がない場合、委員会の傍聴はできません。
- ・ 傍聴券の再発行はしません。
- ・ 裏面の「板橋区子ども読書活動推進計画」検討委員会傍聴規程（抜粋）を遵守してください。
- ・ お帰りの際は、本券を係員へ返却してください。

第三期「板橋区子ども読書活動推進計画」検討委員会傍聴規程（抜粋）

（傍聴者の遵守事項）

第5条 傍聴者は、委員会会場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 委員会における委員及び事務担当者の発言に対し批判を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- （2） 会議中にみだりに席を離れること。
- （3） 撮影又は録音すること。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- （4） 飲食又は喫煙をすること。
- （5） 携帯電話等の通信機器の着信音を発生させ、又は通話・通信等を行うこと。
- （6） その他会議の平穏な進行を妨げる行為。

2 傍聴者は、委員会会場においては、委員長及び委員長の命を受けた職員の指示に従うものとする。

（入室の拒否及び退室の命令等）

第6条 委員長は、次の各号の一に該当すると認める者については、傍聴の許可を取消することができる。

- （1） 傍聴券を携帯していない者
- （2） 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- （3） 異様の扮装をなした者
- （4） ゼッケン、ビラ、プラカードの類を携帯している者
- （5） 酒気を帯びていると認められる者
- （6） 前条に違反する行為を行った者

（傍聴者の退室）

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- （1） この規程に違背し、傍聴の許可を取り消された場合
- （2） 会議が非公開とされた場合

2 前項第1号の規定により退室を命じられた者は、当日再び委員会会場に入ることができない。